



令和 8 年 4 月 吉日

相続登記の義務化にむけて

相続登記が義務化され、登記が強制されることによるデメリットが協調されていますが、何かいいことがあるか考えてみました。

1. 登録免許税の軽減措置

令和 9 年 3 月 3 1 日までに相続による土地の所有権移転及び保存登記の登録免許税が、評価額 1 0 0 万円以下の土地に対するものは非課税となりました。

都市部ではこの効果はあまり言われていませんが、榛南地区などの場合は田、畑、山林等、評価額 1 0 0 万円以下の土地は結構あります。今までは、細かく計算して登録免許税を払っていましたが、これが非課税になることにより登記手続きにかかる費用が軽減されています。

欲を言えば、建物を含めてもらうとか、評価額を 1 0 0 万円から 3 0 0 万円位に上げてもらえればもっと効果は出ますが、農地の多い榛南地区の場合ぜひ利用して登記を試みて下さい。司法書士がもっと P R をしてもいいのかもしれない。

2. 住所変更登記の職権対応

先月号でお知らせ済ですが、官公庁の住基ネットのつながりで、メールアドレスを登録すると条件が合えば、住所変更を職権で行ってくれます。住所変更の都度、法務局に申請することはめんどくさいので、これはいい制度と思います。

最後に P R

6 月から遺言セミナーが始まります。5 回シリーズで行います。

自分で遺言書を作りたいと思う方はぜひ挑戦してみてください。会費は 1 万円です。6 月 5 日スタートです。詳細は事務所まで。